

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

……（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……

告示

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関の認定の取消し

……（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……

○平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部改正

……（会計管理局管理部長管理課）……

○平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部改正

……（同）……

○東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

……

○開発行為に関する工事完了

……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催

……（環境局総務部環境政策課）……

規則

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年五月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十二号

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営住宅条例施行規則（平成十年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二号中「三年」を「五年」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十五条の二第二号の規定は、この規則の施行の日以後にされる請け書（改正後の規則第三十五条の六に規定する請け書をいう。以下同じ。）の提出について適用し、同日前にされた請け書の提出については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第七百五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関の認定を次のとおり取り消した。

た。

平成三十年五月一日

東京都知事 小池 百合子

一 認定を取り消した機関の名称 一般財団法人日本エネルギー経済研究所

二 代表者の氏名 理事長 豊田 正和

三 主たる事務所の所在地 中央区勝どき一丁目十三番一号 イヌイビル・カチドキ

四 認証業務を行う事務所の所在地 同右

五 認定の取消しの理由 認証業務を廃止したため

六 認定の取消しの日 平成三十年四月二日

七 認定の取消しの日 平成三十年三月三十一日以前に

で実施された認証について、取消しの効力は及ばないものとす

る。

力及び範囲

●東京都告示第七百六号

平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月一日

東京都知事 小池 百合子

三の表(一)の部株式会社東京都民銀行の項中「株式会社東京都民銀行」を「株式会社きらぼし銀行」に改め、同部株式会社八千代銀行の項を削る。

●東京都告示第七百七号

平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金

融機関及び収納取扱金融機関)の一部を次のように改正する。

平成三十年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

二の表(一)の部株式会社東京都民銀行の項中「株式会社東京都民銀行」を「株式会社きらぼし銀行」に改める。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年五月一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都水道局公印規程(昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 東京都水道局給水管理事務所長給水事務所専用印
第二条第一項に次の一号を加える。

二十三 東京都水道局割印

別表第一の二十一の項の次に次のように加える。

二十二 給水管理事務所専用之印	同	方 二七ミリ メートル	給水事務所の課長代理(営業担当)
二十三 水道局割印	同	直径 二六ミリ 短径 一三ミリ リメートル	一、五、七、九、十一、十三、十五及び十八から二十までの項に掲げ

(変だ円形)る公印の管理者

別表第二中

21

東京都水道局長
何支所用

21

東京都水道局長
何支所用

を

22

東京都水道局管理事務所
給水事務所専用

23

東京都水道局割印

に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年五月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

立川市西砂町六丁目七番一及 武蔵野市境二丁目二番二号
び同番三 株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見

を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅~新馬場駅間)連続立体交差事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成三十年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

平成三十年六月五日(火曜日)午後一時三十分開始

二 場所

品川第一区民集会所 第一集会室
品川区北品川三丁目十一番六号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成三十年五月十五日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)
- (四) 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番
一号 東京都庁第二本庁舎十九階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後二時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四〇九(直通)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001